久喜市選挙管理委員会告示第５３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項、第７５条第１項、第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項、市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項及び第１１項並びに第５条第１項及び第１５項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項の規定における選挙権を有する者の５０分の１、３分の１及び６分の１の数は、次のとおりである。

令和８年６月１日

久喜市選挙管理委員会委員長　飯　島　　光

１　地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項及び第５条第１項における選挙権を有する者の総数の５０分の１の数

２，５４３人

２　地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項における選挙権を有する者の総数の３分の１の数

４２，３８１人

３　市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項及び第５条第１５項における選挙権を有する者の総数の６分の１の数

２１，１９１人